原著論文

日本の公的な保育史における 「自然とのかかわり」のとらえ方について

ー環境教育の視点からー

井上 美智子 姫路学院女子短期大学

A Historical Study on the Significance of "Nature" in Early Childhood Education in Japan

-from a Viewpoint of Environmental Education-

Michiko INOUE Himejigakuin Women's Junior College (受理日1999年5月15日)

The purpose of this paper is to examine whether early childhood education in Japan has included a viewpoint of environmental education in the significance of "nature" as a factor of educational environment. In the public history of early childhood education shown in the several laws and guidelines, "nature" has been recognized as an important factor, and its significance has been thought as fostering humanity or as the base of science education, but the viewpoint of environmental education has not been found out. And also the last "Guidelines for kindergarten education" (1989), which recognized the necessity of environmental education in early childhood historically for the first time, were insufficient for the curriculum contents because they do not show new contents focusing on environmental education and do not value the significance of "nature" sufficiently. However, the new "Guidelines for kindergarten education" (1998) are improved on the viewpoint of environmental education. Therefore, it may be the next problem how to support children's plays in nature at a practical level toward the goals of environmental education.

Key words: environmental education, nature, public history of early childhood education.

1. はじめに

環境問題が深刻化するなか日本でも環境教育の必要性が認められてきた。そして、幼児期から生涯的に必要だとされる環境教育は、幼稚園や保育所で行われる保育においても教育課題の一つだと認識されつつある」。幼児期の環境教育のあり方として、筆者は自然体験の重要性とともに環境に配慮したライフスタイルを伝えることも可能だと

し、保育における環境教育の目標として「自然への感性をはぐくみ、環境に配慮した生活をする」をあげた²¹。保育者がこの目標を願いの一部としてもちながら保育するとき、それは過去の実践とは異なるのだろうか。今までにも保育は子どもと自然とのかかわりを重視してきた。とすると、保育は「自然への感性をはくぐむ」実践をしてきたといえるのだろうか。また、保育は生活を重視しており、その中の様々な場面で物を大切にする子

(問い合わせ先) 〒679-2281 兵庫県神崎郡神崎町高岡 姫路学院女子短期大学 井上美智子

どもや公共心のある子どもを育てようとしてきた。 これは、「環境に配慮した生活をする」子どもを 育ててきたといえるのだろうか。今までの保育が 自然への豊かな感性をもち環境に配慮した生活が できる子どもを育ててきたなら、環境教育をいま さら保育の新たな検討課題とする必要はない。し かし、これには過去に行われてきた保育の目的や 内容、具体的な実践のあり方を分析してから答え るべきである。同じ「自然とのかかわり」であっ ても、目的や内容、実践の場における援助のあり 方などが異なれば子どもの育ちは異なるだろう。 日本では明治以降様々な法令などを通して保育の あり方が公的に示されてきた。当然ではあるが、 法令類によって公的に示された保育のあり方がそ の時代の保育のすべてを表すわけではなく、また、 保育実践の場では目的がすべてでもない。しかし、 一方で公的に示されたものが、それぞれの時代の 保育に影響を与えてきたことも確かであろう。そ こで過去に行われてきた保育を分析する端緒とし て、本稿では上述の「自然への感性をはぐくむ」 という部分に焦点をあて、まず、公的な保育にお いて「自然とのかかわり」が現在まで何を目的と し、どのような内容を示してきたかを分析し、そ の上でそれらが保育における環境教育として読み 替えられるのかどうかを検討することにした。

2. 分析の対象と視点

[分析の対象]

本稿で分析の対象としたのは、明治以降現在に 至るまで政府によって保育のあり方が示されてき た法令類である。明治初期に保育に関する法令は なかったが、明治9年創設の東京女子師範学校 (現お茶の水女子大学) 附属幼稚園は、日本の保 育史上初の官立幼稚園として明治初期の保育に影 響し、保育史を語るときには欠かせない存在であ る。そこで、その幼稚園規則も対象に加えた。ま た、法令類に示された文章だけでは分析したいも のが読めない場合もあり、政府発行の指導書など 法令類の考え方を説明している資料も補足的に分 析対象とした。

[分析の手順と視点]

本稿の目的は、過去の公的な保育において「自 然とのかかわりしに求められてきた目的や内容に 環境教育と読めるものがあるのかどうかを明らか にすることである。まず、分析対象とした法令類 において子どもに経験させたい内容として「自然 とのかかわり | が取りあげられているかどうかを 判断する際には、保育内容としてあげられたもの に「自然」という言葉、あるいは、動植物や自然 の事象などの自然環境要素とのかかわりを示す言 葉があるかどうかを基準にした。「自然とのかか わり | が取りあげられている場合には、その目的 が何とされているのか、その目的のもとでどのよ うな具体的な活動内容が望まれているのかを分析 した。そして、示された「自然とのかかわり」の 目的や内容が環境教育と読めるかどうかは、筆者 があげた保育における環境教育の目標に相当する と考えられるものが示されているかどうかによっ て判断することにした。すなわち、「自然とのか かわり」において、感性面や心情面での育ちが重 視されているか、自然への感性を豊かにすること が意識されているか、将来的にではあるが自然 (あるいは環境)を厳重することにつながる基礎づ くりとして意識されているかである。

3. 明治から戦前まで

保育史上初の官立幼稚園、東京女子師範学校附属幼稚園において行われた保育は明治初期の保育に大きく影響したとされているが、そこでの保育は「恩物」と呼ばれる教育遊具を創案したドイツの教育者フレーベルの方法を取り入れたものだった。キリスト教的世界観にたち神の認識に到達することが教育の意義だとしたフレーベルにとっずることが教育の意義だとしたフレーベルにとっずるとは単なる環境要素ではなる表があった。したがので、フレーベル自身は遊びを通しての子どもとのかかわりを高く評価したが、明治である。東京女子師範学校附属幼稚園規則では「美麗科」・「知識科」とともに示された保育科目としての「物品科」が「日用ノ器物即チ椅子机或ハ禽

獣花果等ニツキ其性質或ハ形状等ヲ示ス」³⁾もの とされ、「禽獣花果」という言葉が保育環境を構 成する要素として使われた。しかし、上記3科目 の下に構成された実質的な保育内容といえる25子 目はほとんどが恩物とのかかわりで占められてい た。もっとも、明治14年の幼稚園規則改正により 「室外ノ遊」が「最緊要」とされ、「庭園ニハ其 快楽ヲ増シ観察ヲ導クヘキ草木ヲ植エ魚鳥ヲ養フ」 4)とし、保育内容は変化していった。また、規則 等に示されずとも、現実には博物標本が集められ たり、フレーベルの考えに基づき園庭に幼児が各 自で利用できるような菜園があるなど、後の「観 察」につながる内容がかなり重視されていたとい う5)。しかし、全体としてみれば明治初期の幼稚 園教育は恩物主義といわれ、フレーベルの考えと は異なるものとなっていたようである。自然は保 育環境を構成する要素の一つだとされてはいたが、 子どもと自然とのかかわりの目的が示されたり、 保育内容として意識されることはなかった。

その後、東京女子師範学校附属幼稚園を一つの モデルとして幼稚園は全国で次第に数を増やして いったが、保育のあり方が政府によって示された のは明治32年のことである。この年制定された初 めての幼稚園に関する法令(文部省令)『幼稚園保 育及設備規定』では、保育項目として「遊嬉」・ 「唱歌」・「談話」・「手技」があげられ、「恩 物主義から脱皮した」のという。ここでは自然と のかかわりを表す保育項目はあげられなかったが、 4項目の一つである「談話」の内容において「有 益ニシテ興味アル事実及寓言、通常ノ天然物及人 工物等ニ就キテ之ヲナシ徳性ヲ涵養シ観察注意ノ 力ヲ養ヒ兼テ発音ヲ正シクシ言語ヲ練習セシム」 ⁷⁾とされ、「天然物」という表現が使われた。し かし、「談話」という保育項目は子どもにお話を 聞かせるということであり、ここであげられてい る「天然物」は子どもが直接かかわる対象ではな く談話の素材にすぎない。そして、「談話」を通 しての子どもと自然とのかかわりの目的は、徳性 と観察注意力を養うことだったといえる。

この『幼稚園保育及設備規定』は小学校令改正 (明治33年)に伴い、その施行規則の中に包含され

てしまった。しかし、次第に幼児教育の意義を認 めようとする気運が高まり、大正15年には勅令と しての「幼稚園令」が制定された。その施行規則 ではそれまでの保育4項目に「観察」が新しい項 目として加わり、初めて自然とのかかわりが保育 内容として公的に評価されることになった。「観 察」は以降の保育における自然とのかかわりのあ り方に影響したと思われ、その目的を明らかにす るためにも、ここで「観察」が新しく加えられた 経緯をおさえておく必要がある。まず、理由の一 つとして当時の「小学校における理科教育の広が り」8) があるとされている。小学校令(明治19年) 以降、義務制 (1~4年生) ではない高等科 (5 ~8年生)で学習することになっていた理科は、 明治40年に義務制が6年まで延長されたのにとも ない、義務制においても5年生以上で学習するこ とになった。さらに、「第一次大戦における科学 の実利性に動かされ」%、大正8年には4年生も 学習することが決まっていた。内容も「博物教材 (動物、植物、鉱物)による知識教育を優先」10) する教科書が多かった時代から「児童実験がさかん」 になるなど、知識偏重から観察や実験を重視する ものに変化していたようだ。しかし、こうした理 科教育の影響だけではなく、倉橋と新庄によれば 保育項目「観察」は「事實としても用語としても 古くからあつたもので、それが大正十五年迄その ま、に置かれてゐたのはむしろ遲しと見るべき」[2] だったという。文部省が『幼稚園令』制定前に実 施した全国の幼稚園の調査(大正14年)においても、 保育4項目以外になされていたのは「画方」・ 「観察」・「郊外保育」・「園芸」の順に多く 13) 、子どもと自然との直接的なかかわりはすで に多くの園で行われていたようだ。例えば、「明 石女子師範学校附属幼稚園保育方針等」(明治37 年)では、保育4項目以外に「会集」・「園芸」 ・「旅行」・「観察」・「整理」の5項目が独自 に加えられていた。そこでの「園芸」は植物栽培 だけでなく動物飼育も含み、「自然法則存在ヲサ トラシメ且自然物ニ対スル愛ト興味トヲ喚起セシ メ知ラズ知ラズ幼児ノ心身発育ヲ助クル」とされ、 「旅行」は「健康ノ増進」だけではなく「自然ニ

対スル美感ヲ養成スル」とされていた10。「幼稚 園令』以前のこのような状況は保育者が自然と共 に遊ぶ子どもの姿を受けとめた結果かもしれない。 ただし、保育項目「観察」は自然を対象とした理 科的意味の観察ではなく、自然以外の様々な環境 要素も対象としていた。しかし、運用はそう だとされても「観察」が以降の保育における自然 とのかかわりのあり方に影響したのも確かなよう で、これを受けて飼育栽培や戸外保育が従来以上 に尊重されるようになり16、標本なども集められ たという17 。ところで、「幼稚園令」の施行規則 では保育項目があげられただけで説明が示されな かったため、「観察」の目的がどこにあるのかは 読めない。しかし、「観察」について最も適切な 要目は何かという文部省の示した議案に対して、 当時の中心的な保育関係者による返答となった 『文部省諮問案調査報告』(昭和5年)によれば、 「注意知覚等ノ作用ヲ発達セシムルニ適当ナルモ ノヲ選択スルコト」、「鑑賞親愛ノ態度ヲ誘導スル ニ足ルモノヲ選択スルコト」とある181。また、 「観察」が保育項目に加えられた経緯から推測し ても、「観察」の目的は注意知覚力の発達と鑑賞 親愛する態度を養うことにあったといえ、これは 明治の保育項目「談話」で「天然物」とのかかわ りの目的とされていた観察注意力と徳性を養うと いう考え方と大きな違いはなかったといえる。

4. 終戦から昭和39年要領まで

第二次世界大戦後、「学校教育法」(昭和22年)で幼稚園は学校教育機関の一つとして明確に位置づけられた。そして、幼稚園教育の目標があげられたが、そこには自然という言葉は出てこない。次に公的に保育のあり方が示されたのは翌年文部省が刊行した「保育要領」(昭和23年)である。そこでは自然とのかかわりはどうとらえられたのだろうか。まず、幼児の生活環境の一部としての運動場には「花畑、菜園」が必要だとした。その理由は、「土を耕し種をまき、苗を植え、水をまき、除草し、手を尽くした結果咲き出す花を親察する力が養われ、自然に対する興味が深まり、豊かな

人間性が約束される」からである ¹⁹⁷。また、 「楽しい幼児の経験」として12項目があげられた が、戦前の保育項目と比べると幼児が経験する内 容としてのとらえ方が広く、具体的に示されてい る。その一つとして「自然観察」があげられたが、 社会的要素も含めたすべてを対象とした戦前の 「観察」とは異なり、対象を自然に限定した。こ こにおいて、自然とのかかわりは子どもが経験す るべき内容として初めて独立して示されたことに なる。この「自然観察」という項目では月ごとの 計画例が示され、「ささ舟」や「つめくさ」、「か えるつり」というようにかかわる対象や内容が具 体的にあげられた。そして、「幼児期から素ぼく な直観によってものごとを正しく見、正しく考え、 正しく扱う基礎的な態度を養うことがたいせつ」 であり、「科学的態度を養うには、幼児にその生 活環境を理解させなければならない」と説明され た 200 。「保育要領」における自然とのかかわり の目的は科学的態度を養うことと豊かな人間性の 育成であり、表現は異なっているが戦前の考え方 を基本的にそのまま受け継いでいるといえる。た だし、「自然観察」という項目に限れば科学的態 度を養うことが中心に据えられたのである。

『保育要領』の後に幼稚園の教育課程のための 基準を示すものとして昭和31年に文部省によって 告示されたのが「幼稚園教育要領」である。これ は3回の改訂(昭和39年、平成1年、平成10年)を 経て現在に至っているが、そこでも子どもと自然 とのかかわりは常に重視されてきた。この「幼稚 園教育要領」において保育のねらいや内容を系統 的に示す手段として「領域」という概念が初めて 示され、現在も使われている。領域のとらえ方自 体が変遷しているので厳密には同じ扱いはできな いが、昭和31年要領と昭和39年要領は、ともに領 域の一つに「自然」という名称をあげ、自然との かかわりは6領域のうちの1領域を占めることに なった。昭和31年要領では「学校教育法」に示さ れた幼稚園教育の目標を具体化したものとして独 自の目標が示されたが、その一つが「身近な自然 に興味や関心をもつようになる」だった211。そ して、この目標に従って分類された内容群として

の領域「自然」では、かかわる対象は「おたまじゃ くし」や「にじ」、「鳥の鳴き声」というように具 体的に示された。活動も「種をまいたり」や「草 取りを手伝う」というように具体的に表され、 「見る」や「気づく」、「比べる」などのように観 察力を養うことにつながるものがほとんどであっ た20。この要領で領域というものが設定された理 由の一つは、幼稚園の教育内容に「小学校の教科 との連続性をもたせるという観点」があったから だとされている23)。したがって、領域「自然」 においてかかわる対象や活動が具体的に示された のも理科や算数科へのつながりが考慮された結果 といえるだろう。この要領を受けて文部省が発行 した『幼稚園教育指導書・自然編』でも、「自然 指導の内容には、小学校の理科へ発展する要素を もつものが多い」と明記され20、幼・小の教育 内容の系統性が強調された。また、自然とのかか わりが重要だとする理由は「豊かな人間性を発う」 ・「科学性の芽ばえをつちかう」・「生活に適応 する | ためだとされ25)、「自然の指導ではとくに 教師に科学的態度や能力が備わっていること」が **期待された™。そして、科学性の芽ばえをつち** かう理由は「産業経済の成長発展のために科学技 術の振興」が重要であり、「国民全体の科学技術 に対する理解と科学的な能力、態度を養うのが急 務」であるからと説明された27)。このように、 昭和31年要領では時代の要請を受け、幼児期にお ける自然とのかかわりにも科学教育の基礎づくり という目的が強調されたのである。一方、心情面 での育ちを望むことにつながる経験は、小動物を 「いたわる」、植物を「むやみに折ったり摘んだ りしない」、自然物や事象の「美しさを観賞する」 などであったが28)、それらによって動植物の愛 護精神を養い、思いやりを育てることができ、 「いたわる気持ちが豊かな人間性を養うために欠 くことのできないもの」20 だと考えられた。

次の昭和39年要領では、6領域はそのまま同じ名称で引き継がれることになったが、幼児教育は小学校以上の教育とは異なり幼児期の発達の理解を基礎に独自の意義をもつということが強調された。その結果、領域「自然」でもかかわる対象は

「動植物」や「自然の事象」というように30)、昭 和31年要領と比べて具体的ではなくなり、内容も 強制力がないような表現となり、理科などの教科 指導との違いが明確にされた。また、自然とのか かわりの目的についても、昭和31年要領ほど科学 教育の基礎づくりという側面が強調されることは なくなった。とはいえ、四つあるねらいのうち (二)~(四)は科学技術教育の基礎づくりを明確に 意図しており、特に(二)の「身近な自然の事象な どに興味や関心をもち、自分で見たり考えたり扱っ たりしようとする!というねらいは「簡単な自然 科学的事実に気づかせ、それを正しく見たり考え たりしようとする気持ちを育て・・(中略)・・考 察力や理解力を養う」30よう留意すべきとされた。 この要領下で発行された『幼稚園教育指導書・領 域縄・自然』でも、ねらい(二)は「将来の実験、 実測、検証などの科学的な態度の基礎となるだい じなねらい」32)だと説明されている。四つのね らいの中で心情面での育ちを望んでいるととらえ られるのは、(一)の「身近な動植物を愛護し、自 然に親しむ」であり、「特に屋外の自然における 指導を中心として、自然に親しむ態度や自然に対 する感動の芽ばえをつちかうようにすること」と された33)。そして、上述の指導書においても、 このねらいは「将来の自然に対する感受性、動植 物への愛護の精神の基盤となるだいじなねらい」 31) だとし、屋外の自然に接することは「自然に 親しみ、自然をいたわり、愛護する心をいだかせ る」35)として、自然を尊重する基礎づくりとも 説める説明がなされた。しかし、それは将来的に 自然を尊重する人づくりにつながるというよりは、 それが「やがて豊かな人間性を育てることにもな り、さらに科学性の芽ばえの基盤となる | 36) ため だとされていた。そして、ねらいのもとに示され た内容も昭和31年要領と大きな違いはなかった。 つまり、昭和39年要領は昭和31年要領と比較すれ ば科学教育の基礎づくりを強調する度合いが減っ たものの、自然とのかかわりの目的においても内 容においても大きな変化はなかったといえる。そ して、明治以降この昭和39年要領に至るまで、表 現こそ異なるが自然とのかかわりの目的は科学的

態度の芽生えと豊かな人間性形成にあったといえ、 環境教育に相当するような目的が示されたことは なかったのである。

5. 平成1年要領

平成1年に2回目の改訂がなされた『幼稚園教 育要領』では、幼稚園教育は「環境を通して行う もの」と明記され、子どもを取りまく環境も自然 や社会と分断せず総合的にとらえることになった。 また、領域というものの編成も意味づけも再検討 され、5領域として再編された。その結果、平成 1年要領では「自然」という領域は設定されなかっ た。そして、自然も含めた身近な環境とのかかわ りに関する領域「環境」が設定されたが、ねらい のなかに「自然」という言葉は一度しか使われず 自然とのかかわりと限定して読めるものはなかっ た。また、ねらいを達成するために指導する事項 として示された内容においても自然とのかかわり と読めるものは少なく、要領全体に占める割合で みれば旧要領と比べて少ない。自然を表す要素は 「自然」・「季節」・「動植物」という3語だけ で示され、活動を表す表現も昭和39年要領と比べ 一層具体性がなくなった。つまり、平成1年要領 では自然は保育環境の一要素として重要だと認め られたが、自然とのかかわりは旧要領のようにね らいや内容の群としてあつかわれなくなったので ある。

それでは、平成1年要領で自然とのかかわりだけを切り取ってみた場合、その目的はどうとらえられたのだろうか。要領本文には、まず、第2章「ねらい及び内容」で領域ごとにねらいと内容が示されたが、うち一つが自然や社会の事象なの事象な環境にかかわる力を育で自然も含めのとなる領域とのかかわりから「親しみや畏敬の念と」を養うことができると説明された。また、第3章「指導計画作成上の留意事項」では、特に培育するとができると説明された。また、第3章は事項の(2)において「道徳性の芽生えを動植物に当たっては・・(中略)・・自然や身近な動植物に設しむことなどを通して豊かな心情が育つように

すること」と記述された。これらからみると自然 とのかかわりの目的として豊かな心情や道徳性の 育成が中心に据えられたといえる。しかし、文部 省が刊行した『幼稚園教育指導書』では次のよう にも説明されている。まず、幼稚園教育の目標の 「(3) 自然などの身近な事象への興味や関心を育 て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生え を培うようにすること」の説明として、自然などの 身近な事象とかかわることは「豊かな心情や思考 力の芽生えを培うばかりでなく、自分の身近な環 境を大事にしようとする心を育てる」とある37)。 また、領域「環境」のねらいが達成されれば「環 境を大切にし、よりよい環境をつくり出そうとす る力をも育てることになる」とし36)、その内容 の「(1)自然に触れて生活し、その大きさ、美し さ、不思議さなどに気付く」で「自然に対する畏 敬の念、親しみ、愛情などを育てるばかりでなく、 科学的な見方や考え方の芽生えを培う」とされた 39)。以上をまとめると、平成1年要領は自然と のかかわりに豊かな心情や道徳性の育成、科学的 な考え方の芽生えを期待しており、これは明治以 降認められてきた自然とのかかわりの目的を基本 的に受け継いでいる。ただし、平成1年要領では 戦後常に重視されてきた科学教育の基礎作りとい う目的は強調されなくなり、心情面や感性面の育 ちが重視されたといえる。公的にはその理由は説 明されなかったが、この改訂にあたっての解説書 では、領域「環境」とした理由の一つは理科教材 の教えこみを排すためだったと説明されている 40)。そして、平成1年要領は「自然」ではなく 「環境」とのかかわりにおいてではあるが、「環 境を大事に」や「環境を大切に」という表現で新 たな目的を加えた。ここで公的な保育史において、 初めて環境の尊重につながるという目的が記載さ れたのであった。

では、環境を専重するという目的を初めて公的に認めたといえる平成1年要領は、幼児期の環境教育という視点からみて、どう評価できるのだろうか。まず、平成1年要領は領域「環境」のねらいにおいて環境を大切にする力を育てられるとしたが、子どもを取りまく環境を社会や自然のよう

に要素ごとではなく身近な環境と総合的にとらえ たことは、環境教育における環境のとらえ方にも 共通する。人間がかかわる対象としての環境から 自然だけを切り取ること自体が不可能であるし、 環境教育であつかう環境も自然だけを意味するわ けではない。昭和39年要領の愛護する対象として の自然というとらえ方に比べると、環境ととらえ るようになったことは環境教育の視点からも望ま しい。さらに、科学教育の基礎づくりという目的 が強調されなくなり、心情面・感性面の育ちや子 どもの体験が重視されるようになったことも評価 できる。幼児期の特性から考えれば、幼児期の環 境教育は直接体験を通しての心や感性の育ちが重 要だからである。このように平成1年要領は環境 教育につながると読めるねらいをもち、環境教育 からみても望ましい側面をもつ。

しかし、平成1年要領は幼児期の環境教育とい う視点からみて次の2点において不十分であった。 まず、第1点として、幼児を取り巻く環境を「環 境」と総合化したことは評価できても、その結果、 幼児期の環境教育として重要な自然とのかかわり が旧要領と比べて重視しにくい構造になったこと である。環境問題は人間の活動が原因という点で 社会問題だが、自然という環境要素に起きている 問題である。環境教育で自然を知ることや人と自 然との関係を知ることが重要だとされ、自然との かかわりが常に重視されるのはそのためである。 また、幼児期の環境教育として自然体験が重要だ とするのは、幼児期の経験が成長してからのもの とは確実に質が異なり、さらに、それがその人の 環境のとらえ方に影響し、その後の環境教育にとっ ても大きな影響力を持つと考えられるからである。 しかし、平成1年要領では自然とのかかわりは子 どもと環境とのかかわりの中に取り込まれてしまっ た。子どもを取り巻く環境の中でも自然環境の劣 悪化は顕著であり、また、物質的なものに価値を おく現代社会の中では子どもが「環境とかかわる こと」が即「自然とかかわること」にはならない。 ところが、子どもを取り巻く環境に明治・大正時 代と変わりなく自然が存在しているかのように、 自然は保育環境を構成する1要素として扱われて

しまった。さらに、第2点として、「環境を大切にする」という新しい目的へのつながりが期待されるような新たな内容が加えられなかったということである。明治以降自然とのかかわりに求められてきたのは、科学教育の基礎づくりと豊かな人間性の育成であり、内容も大正期の保育項目「観察」や戦後の「自然観察」で重視したものを受け継いできた。内容というもの自体のとらえ方が変化しているので厳密には比較できないが、文面だけの比較をすれば、平成1年要領の領域「環境」の内容は昭和39年要領の領域「自然」と領域「社会」の内容が精選されただけであった。

6. 新『幼稚園教育要領(平成10年要領)』

平成10年12月14日、「幼稚園教育要領」の3回 目の改訂が告示された。この新要領で自然とのか かわりの評価は変化したのだろうか。文部省の調 査研究協力者会議報告「時代の変化に対応した今 後の幼稚園教育の在り方について』(平成9年11 月4日)では、「自然体験、社会体験などの直接的、 具体的生活体験を重視すること」が今後改善にあ たって重点とすべき事項としてあげられ、子ども の豊かな育ちに欠かせないものとして自然とのか かわりの重要性が改めて確認された。これを受け て改訂に至った新要領では自然とのかかわりの評 価が前要領よりも高まったといえる。領域の構成 やねらい・内容のとらえ方は基本的に前要領と同 じである。また、各領域のねらいと内容において も大きな変化はなく、新たに加わった部分に「自 然」という言葉はない。しかし、各領域ごとにあ げられていた「留意事項」が「内容の取扱い」と いう表現に代わり、前要領よりも項目数が増加し た。その増加した部分で「自然」という言葉が随 所に見られる。具体的には、領域「環境」の内容 の取扱い(2)で「幼児期において自然のもつ意味 は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなど に直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、 豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培 われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを 深めることができるよう工夫すること」と明記さ れた。また、領域「健康」では「内容の取扱い」

(3)で「自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶ ことにより、体の諸機能の発達が促されることに 留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くように すること(後略)・・」、領域「人間関係」では内 容の取扱い(3)で「道徳性の芽生えを培うに当たっ ては、・・(中略)・・自然や身近な動植物に親し むことなどを通して豊かな心情が育つようにする こと(後略)・・1、領域「表現」では内容の取扱 い(1)で「豊かな感性は、自然などの身近な環境 と十分にかかわる中で・・(中略)・・養われるよ うにすることしと表された。いずれも前要領には なかったものである。さらに、第3章「指導計画 作成上の留意事項」のうち一般的な留意事項の(7) は、前要領の(5)として地域社会や家庭との連携 の必要性を述べたものにあたるが、「地域の自然、 人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、幼 児が豊かな生活体験を得られるように工夫するこ と」という文章が加えられた。以上のことから、 新要領では自然が単に領域「環境」で望まれる育 ちに必要なものとしてだけではなく、幼児を取り 巻く保育環境全体の中で重要な役割を持つこと、 また、健康や人間関係、表現など他の領域にも関 連して総合的な発達の視点からみても重要な役目 を果たすということが確認されたといえよう。

では、新要領における自然とのかかわりの目的 はどうであろうか。現時点では、要領の文面から しか読めないが、基本的な考え方が大きく変化し たとは思えない。上記の各領域にあげられた内容 の取扱いを見る限り、自然とのかかわりによって 「豊かな心情」や「豊かな感情、好奇心、思考力、 表現力の基礎が培われる」とあり、前要領と同様 に豊かな心情や道徳性が育つこと、科学的な考え 方の芽生えを期待しているのではないだろうか。 そして、要領の文面には環境の尊重という語句は ないが、今回の改訂に至った日本の教育全体を対 象とした教育改革の柱の一つが「地球市民の育成」 であるという背景から考えても、おそらく今後発 行される指導書などには環境の尊重という目的も 示されるであろう。そこで、それを前提として、 平成1年要領において不十分とした2点が改善さ れたかどうかをみてみよう。まず、「自然とのか

かわりが重視しにくい構造であった」という点に ついては、要領全体において自然とのかかわりの 評価が高まったと判断でき、また、自然とのかか わりが領域「環境」だけにとどまらず全人的な発 達に意義があるとした点からも、望ましい方向で 改善されたといえる。次に、「環境の尊重という 新しい目的に添う新しい内容が示されていない」 という点は、領域の内容に自然とのかかわりにつ いて新たな項目が示されたわけではないので、厳 しい判断をすれば改善とはいえない。しかし、 「内容の取扱い」部分で新たなとらえ方が示され ている。幼児期において自然の持つ意味は大きい ことや自然によって幼児の心が安らぐことが記述 されたのは初めてである。こうした取扱いを保育 者が意識することによって、今までになかった自 然との新しいかかわりが保育内容として実践され るのではないかと期待できる。つまり、新要領に 表されたものがどのように現場の具体的な実践に 反映されていくのかが課題であろう。

ただし、新要領において自然とのかかわりが評 価されたからといって、過去に行われてきた内容 をそのまま行うのでは幼児期の環境教育とはいえ ない。本稿で明らかにしたように、保育の歴史に おいて自然とのかかわりが環境教育の視点からと らえられたことはなかったのであり、初めて目的 として環境教育的視点を意識したといえる平成1 年要領も内容においては不十分だったのである。 したがって、過去の保育が子どもと自然とのかか わりを重視してきたからといって、今まで通りの 保育実践を踏襲することで幼児期の環境教育が実 践できるとするのは無理がある。実践の主体であ る保育者が環境教育的視点も意識しながら実践に 臨み、保育環境における「自然」の意義をとらえ 直し、自然との新たなかかわり方を検討していく 必要があろう。

7. まとめ

明治以降、政府によって保育のあり方が示されてきた法令類を分析した結果、日本の公的な保育は子どもと自然とのかかわりの価値を高く評価してきたが、その目的は科学教育の基礎づくりと豊

かな人間性の育成にあったことが明らかになった。 環境の尊重が目的に加わったのは平成1年に2回 目の改訂がなされた『幼稚園教育要領』が初めて であった。したがって、過去の保育が自然とのか かわりを重視してきたからといって、その内容を そのまま踏襲するだけでは幼児期の環境教育とし て不十分だといえる。

自然も含めた環境をどうとらえ、どうかかわる かは教育だけではなく、現代社会全体のテーマで ある。今世紀の人間の環境とのかかわりが地球的 規模となった環境問題を生み出しており、社会全 体が環境のとらえ方の問い直しを迫られている。 教育においても過去になされた内容をそのまま引 き継ぎ、新たな目的を付け加えるだけでは不十分 で、環境への配慮を優先せざるをえない時代にお ける新たな自然のとらえ方、それに基づいた実践 のあり方が示されていくべきであろう。保育にお いても、自然とのかかわりを全人的な発達に意義 があると再確認し、環境教育の視点からも改善さ れたといえる平成10年改訂の新要領は平成12年4 月1日施行である。新要領に示されたものが保育 における環境教育の実践へとつながるのかどうか は保育者の課題である。幼児期に自然とかかわる ことはその人の環境観形成に重大な影響を及ぼす はずであり、環境教育にとって幼児期は重要であ る。したがって、今後は環境を尊重する人間の土 台づくりという側面も保育者が強く意識し、保育 環境としての自然の新たなとらえ方、新たなかか わり方を模索していくべきであろう。

今後の課題として、幼児期の環境教育として自然への感性を豊かにするような自然とのかかわり方、その具体的な実践のあり方について検討することが必要である。また、本稿では法令類のみを対象として、公的な保育における自然とのかかわりのとらえ方の変遷を明らかにしたが、過去の実践の場ではどうであったのかを引き続き分析課題として検討していきたい。

引用文献

(1)井上美智子, 1997, 保育が教育課題に対応する際の問題点について-環境教育を中心に-,

- 姬路学院女子短期大学紀要, 25号, pp. 33~40.
- (2)井上美智子, 1996, 幼児期の環境教育における生活教育の視点の必要性について, 環境教育, 5巻, 2号, pp. 2~12.
- (3) 文部省, 1979, 『幼稚園教育百年史』, p. 57, ひかりのくに.
- (4) 文部省, 上掲書, p. 59.
- (5) 倉橋惣三・新庄よし子, 1930, 『日本幼稚園 史』, p. 224, 臨川書店(1980, 復刻版).
- (6) 文部省, 前掲書(3), p.137.
- (7)文部省, 前掲書(3), p.505.
- (8)文部省, 前掲書(3), p.28.
- (10) 蒲生英男, 上掲書, p. 85.
- (11) 蒲生英男, 前掲書, p. 105.
- (12) 倉橋惣三·新庄よし子, 前掲書, p. 228.
- (13) 文部省, 前掲書(3), p. 148.
- (14) 文部省, 前掲書(3), p. 947.
- (15)村山貞雄,1969,「日本幼児保育史 第3巻」 (日本保育学会編著),pp.326~328,フレーベル館。
- (16) 文部省, 前掲書(3), p.11.
- (17)村山貞雄、前掲書, p. 328.
- (18) 文部省, 前掲書(3), p. 224.
- (19) 文部省、前掲書(3), p. 548.
- (20) 文部省, 前掲書(3), p. 562.
- (21) 文部省, 前掲書(3), p. 629.
- (22) 文部省, 前掲書(3), pp. 632~633.
- (23)森上史朗, 1989, 『幼稚園教育要領解説』(大 場牧夫他編著), p.24, フレーベル館.
- (24) 文部省, 1961, 『幼稚園教育指導書・自然編』, p.8. フレーベル館.
- (25) 文部省, 上掲書, pp.1~3.
- (26) 文部省, 前掲書 (24), p.8.
- (27) 文部省,前掲書(24), pp. 2~3.
- (28) 文部省, 1979, 「幼稚園教育百年史」, pp. 632 ~633, ひかりのくに.
- (29) 文部省, 1961, 「幼稚園教育指導書・自然編」, p. 58, フレーベル館.
- (30) 文部省, 1979, 『幼稚園教育百年史』, pp. 655

- ~656、ひかりのくに、
- (31) 文部省, 上掲書, p. 656.
- (32) 文部省, 1970, 「幼稚園教育指導書・領域編 自然』, p. 29, フレーベル館.
- (33) 文部省, 1979, 「幼稚園教育百年史」, p. 656, ひかりのくに.
- (34) 文部省, 1970, 『幼稚園教育指導書・領域編 自然』, p. 25, フレーベル館.
- (35) 文部省, 上掲書, p. 59.
- (36) 文部省, 1968, 「幼稚園教育指導書・一般編」, p. 44. フレーベル館.
- (37) 文部省, 1989, 「幼稚園教育指導書 増補版」, p. 31, フレーベル館.
- (38) 文部省, 上掲書, p. 55.
- (39)文部省, 前掲書(37), p.55.
- (40) 大場牧夫, 1989, 「幼稚園教育要領解説」(大場牧夫他編著), p. 109, フレーベル館.

付1)第5節で取りあげた平成1年改訂の『幼稚園教育要領』については大蔵省印刷局発行(1989)のものを、第6節で取りあげた平成10年改訂の『幼稚園教育要領』についても同じく大蔵省印刷局発行(1998)のものを使用した。

付2)日本の保育史といえば幼稚園史だけではなく、主として民間の手で進められてきた保育所・保育園史があることも忘れてはならないが、戦前においては日本における「公的な」保育史とは幼稚園教育史であった。そして、戦後から現在に至るまで保育について公的に示されたものとしては、『保育要領』と『幼稚園教育要領』以外に保育所における保育の内容を示すものとして厚生省が通達として出した「保育所保育指針」(昭和40年、平成2年改訂)がある。しかし、本稿では「保育所保育指針」はその教育内容の基本的な考え方が『幼稚園教育要領』と同じ立場に立っているという理由から分析対象として取りあげなかった。